

資料提供

平成 22 年 6 月 23 日

課名：産業廃棄物対策課

担当：伊豫，原

内線：2963

外線：082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について**1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である実業観光開発株式会社に対し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき，産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	実業観光開発株式会社 代表取締役 石崎 勇斉 (広島県呉市川尻町西二丁目 12 番 20 号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03405063656 号 許可年月日：平成 17 年 12 月 21 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 22 年 6 月 23 日
処分理由	同社は，平成 22 年 6 月 17 日付けで呉市長から産業廃棄物処分業の許可取消処分を受けたことにより，法第 14 条第 5 項第 2 号イにおいて規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニの欠格要件に該当し，法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号（許可の取消し）の規定に該当するため。